

広報 ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

特集：防災とボランティア週間

シリーズ「過去の災害に学ぶ」（第16回）1990～1995年雲仙普賢岳噴火

ぼうさいカフェ in あたみ（1月16日）

泉防災担当大臣が参加して開催



災害対応ゲーム「クロスロード」のようす

まちが崩壊する前に

滋賀県立大学環境科学部教授
柴田いづみ



災害は、一挙にまちを崩壊します。まちが崩壊するのは、災害時だけではありません。環境の崩壊、コミュニティの崩壊、こころの崩壊とあります。

時間をかけて徐々に崩壊してきたまちは、目には見えないだけに、再生するのも時間がかかります。

ここで、一挙に崩壊する災害がくる前にうつ手を考え、つまり何か目的を持って一緒に活動することで、災害に対して備え、また徐々に崩壊してきたところもまちも再生することはできないのでしょうか？

阪神・淡路大震災の時、亡くなられた20～24歳の間の年齢層は、古いアパートに住んでいたのではないかと想定されます。若い方々に、「耐震補強のあるアパートに住みましょう！」というキャンペーンも始まりました。

そして、亡くなられたもうひとつの年齢層である高齢の方々は、耐震的に弱い家に住んでいられたと考えられます。

それらも早急に耐震補強しなければなりません。木造在来構法では簡易なブレース（筋交い）での補強方法や制度も整備されてきました。

他方、木造伝統構法への耐震補強は、なかなか補強方法や制度の認識が深まりません。彦根は築100年、築200年の建物が多く、一見大丈夫そうでもたびたびの改築や白アリや湿気で傷んでいます。

幸いなことに、今回の建物のある商店街は、彦根でも一番元気なコミュニティのある場所なので、最初の防災・耐震化へのアンケートから始まって、みんなの活動拠点を耐震補強の事例として改修できました。コミュニティが元気だどこまでできるという事例にもなりそうです。災害の前にも「自助」「共助」です。

災害ボランティアの方々もいつもは自分の仕事を持っていただけるわけですが、自分の地盤の地域で、平常時でのボランティアにも力を貸してもらえると嬉しいですね。

地震に対しての防災対策は、耐震補強がもっとも有効ですが、耐震補強工事のボランティア、家具の固定ボランティアといった平常時のボランティアもよろしくお願いします。「もうしていま～す！」という嬉しい声の方々が聞こえてきそうな気がしますが。

ひこね「街の駅」寺子屋力石、耐震補強工事概要

2007年10月に約1か月、のべ100人のボランティアで、木造伝統構法による耐震補強工事をしました。参加者は、高校生、大学生、市民、建築士、教員、公務員のみなさんです。

まちの重要な活動拠点である花しょうぶ通りの【ひこね「街の駅」寺子屋力石】は、江戸時代の約250年前の建物と言われている町屋で、その後、老朽化とともに、耐震的に多くの問題を含み、安全・安心な場所とする必要がありました。

木造伝統構法では、柱と柱を床下で繋ぐ「足固め」と柱と壁の増設がポイントですが、壁の補強でもブレース（筋交い）を使ってはいけないうえ、「荒壁パネル」（乾式の土壁）と「木格子」を使い、地震エネルギーを吸収しながら建物の全壊を防ぐ方法をとっています。

柱や大引き等の寄付もあり、全部浄財での工事でした。みんなの知恵とエネルギーで耐震補強した活動拠点で、彦根に多い100年を超す家々の耐震補強の参考になって欲しいと思っています。



ひこね「街の駅」 滋賀県立大学街なか研究室URL :

<http://machinoeki.exblog.jp/i22/>

ぼうさいカフェ in あたみを開催 (1月16日：静岡県熱海市)



■市民からの質問に答える泉防災担当大臣



■大臣も皆さんと一緒にゲームに参加

防災とボランティアのつどいを開催 (1月15日～21日：東京駅丸の内口、丸ビル・新丸ビル間地下空間)



■「防災とボランティアのつどい イン・セカンドライフ」で参加者と対話する泉防災担当大臣



■料理ボランティアの会（「おいしいものを食べて元気を出してください。」）による取組の紹介



■展示のようす



■災害対応ゲーム「クロスロード」

バングラデシュのサイクロン「シドル」による被害 (平成19年11月15日～16日) →本文P12～13参照



■破堤区域の堤内地にあって破壊された鉄筋コンクリートの学校



■破壊された家（バルグナ川の道路沿い）
写真提供：アジア防災センター

「新潟県災害救援ボランティア本部」等の活動

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

新潟県災害救援ボランティア本部の活動

平成19年7月16日(月)午前10時13分に発生した新潟県中越沖地震にともない、新潟県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)では、同日の午後1時30分に県社協内に「新潟県災害救援ボランティア本部」(以下「県ボランティア本部」という。)を立ち上げ、関係機関・団体等と連携し、被災者の迅速な救援活動を行うべく、いち早く県社協職員を現地に派遣し被災地の情報収集に当たるとともに、被害の甚大な市町村(柏崎市本所・同西山支所、刈羽村、出雲崎町)の社協に現地災害ボランティアセンターを設置するための支援活動に取り組みました。

また、その後は県内の市町村社協をはじめ、関東ブロック都県市社協に支援要請を行い、各社協との連携・協働の下に、現地災害ボランティアセンターの継続的な活動支援を行ってきました。

一方、県内外からのボランティア活動等の問い合わせや相談に応じるため、県社協事務室内に専用電話を設置し、その対応を行ってきたところです。

これらの活動は、地震発生から約2か月にわたり行ってきましたが、被災者の仮設住宅への入居と相まって、活動内容も緊急時の対応から被災者の生活復興に係る生活支援活動が主体となることから、県ボランティア本部の体制も縮小するとともに、被災地の社協に生活支援相談員を配置し、被災者の生活上の悩みや課題等への相談・情報提供などの活動を展開し、今日に至っています。

なお、これまでの県ボランティア本部の主な活動を要約すると以下のとおりです。

- 1) 被害状況の情報収集とニーズ把握および市町村現地災害ボランティアセンターの設置支援



■現地災害ボランティアセンターにおけるボランティアの受付風景

- 2) 市町村現地災害ボランティアセンターとの連絡調整および活動・資機材の支援
- 3) 県災害対策本部および関係機関・団体等との連絡調整・連携
- 4) マスコミへの情報提供(発信)と対応
- 5) 県内外の社協等への情報提供(発信)と支援要請および連絡調整
- 6) ボランティアの募集・相談・派遣および安全・健康管理等の注意喚起
- 7) ボランティア活動保険加入等の支援

現地災害ボランティアセンターの動き

柏崎市(本所および西山支所)、刈羽村、出雲崎町社協で立ち上がった災害ボランティアセンターでは、「被災者本位」を活動の念頭に掲げ、社協、青年会議所、NPO、ボランティア等多くの団体が運営に関わり、4センター開所期間中には、のべ25,000人以上のボランティアが県内外から駆けつけ、被災者の生活支援や緊急物資の配布、仮設住宅への引っ越し等、のべ5,842件の活動ニーズに対応してきました。

また、新たな取り組みとして、各センターでは新潟県中越地震での経験を踏まえ、(社)日本建築家協会の協力により、応急危険度判定の「要注意」や「危険」と判定された被災家屋に対し、同協会から派遣された建築の専門家が事前に調査を行い、安全性を確認した上でボランティアの立ち入りを行うという仕組みをつくり、災害ボランティア活動の安全確保に努めました。

なお、今回の新潟県中越沖地震では、全国の多くの方々から温かな激励とご支援を賜りました。ここに紙面を借りて厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



■仮設住宅への引っ越しを手伝う

ふれあって住民の知恵を生かした地域づくり

特定非営利活動法人
春日住民福祉協議会（京都市）

特定非営利活動法人 春日住民福祉協議会は、「自治」「福祉」「防災」の三位一体の活動を30数年間にわたって続けておられます。

同会会長の高瀬博章さんに、まちづくり活動のノウハウやその「思い」などについてお話を聞きました。



まちづくりは「福祉と防災のマップ」

づくりから

「春日福祉防災マップ」は、昭和58年に初版を発行し、以降2年に1回更新し、全戸に配布している。防災道路、避難経路、消火栓・水利の場所、避難所、防災器材庫、交通事故多発地帯、緊急連絡先などの生活の安全・安心情報を住民自らが調査し作成している。また、この地図と要援護者台帳として使用している「春日福祉台帳」を基に、独居老人、高齢者、障害者世帯などを色分けしたものを作成し、町内会長、ボランティアの方などに携帯してもらい、日ごろは防災・防犯・交通・保健の各委員さんと、ボランティアが一緒に行う「防災・防犯・交通安全・健康」の各訪問などに、災害時には、安否の確認や避難の支援、災害ボランティアセンターのために活用することとしている。

地図づくりは、いままで顔を合わさなかった者どうしが集まり、コミュニケーションをとり、「地図を作る。」という気持ちを一点に集中させるパワーがとても良い効果をもたらす。そして次の活動のステップにもつながる。だんだん希薄になってきている地域の連帯をもう一度呼び起こそうと思いながらやっている。

最近、個人情報保護の問題で避難支援計画の策定が進んでいないということをよくお聞きする。「載せないでほしい。」という家は載せなければいい。一部が抜けてもよい。「まず始めること」が大切である。行

政がやると難しいことも、住民が主体となってやれば難しいことはない。

ふだんからの地道な活動が

いざという時の原動力に

日ごろは、前述した「防災訪問」などや消防署、警察署、保健所から講師を招いて「防災・防犯・交通・健康」をテーマとした教室、子どもから高齢者までの交流会、趣味や筋トレ教室などさまざまな「ふれあい」と「見守り」の場を開き、平日頃から地域全体で顔の見える体制づくりを行っている。また、最近では、学校の授業に交流会などを組み込んでもらい、子ども達にまちの仕組みを学んでもらうことにも力を入れている。

このような活動は、意識的に誰かが、ボタンをかけて広げていかないと、のほほんとしては何も生まれない。疑問を持った住民には常に説明し、理解を得ながらやってきた。我々のふだんの生活は地味なもの、災害だけに特化した活動だと住民にもわかりづらいのではないだろうか、ふだんの生活のなかにしっかりとした素地があってこそ、災害時に役立つのである。

行政諸団体から、常にご指導をあおぎながら、地域の住民が主体的に取り組むことが重要である。これからも、「お隣同士のふれあいを大切に」生活の安心・安全につながるこころ豊かなまちづくりに努め、「継続は力なり」をモットーに、いざという時のために備えたい。



■避難所生活体験訓練のようす。その他「トリアージ訓練」「図上訓練」「高齢者にもできる訓練」など、住民が主体的に取り組めるよう毎年内容を工夫している。

特定非営利活動法人 春日住民福祉協議会（京都市）は「平成19年度第3回全国防災まちづくりフォーラム」で最優秀賞を受賞しました。



■地域で取り組んだ避難所運営訓練のようす（平成19年11月）

高校生パワーで地域支援

福島県立双葉高等学校家庭クラブ

顧問 荒 由利子

双葉高等学校のFHJ（学校家庭クラブ活動：Future Homemakers of Japan）は、地元の施設や団体、地域との交流活動が浸透しています。交流している地域の高齢者の方々とのお話から、近頃、各地で災害が多発し多くの尊い命が犠牲になっており、不安がどれほど大きいものかが伝わってきたのです。

そこで、高校生が、不安を和らげる地域支援の力になるために、どのような取り組みをして共生活動としていくのが望ましいのかを追求しました。

高齢者と同居の双校生は51%で、災害時対策をほとんどしていません。高齢者の不安は、病気35%、自然災害24%でした。住民の半数以上に応急手当についての知識がなく、高齢者は、高校生との声かけ・ふれあいなどの地域支援活動や災害救助ネットワークを必要としていることがわかり、「災害時に役立つ知識を深める」「災害時対策の啓蒙活動」「地域住民との共生活動拡大と地域支援活動」として取り組むことにしました。

まず、双葉町役場で災害時対策（防災無線・住民への対応マニュアル等）について学習し、双葉高校は災害時の避難場所なので、先生方と共に高校生が災害時に避難住民の手助けができるシステムが必要であることを校長先生と話し合い、避難経路も確認しました。

次に、小学生から70歳代までが参加し、浪江消防署員を講師に、心肺蘇生法、担架搬送法と三角巾使用法

の応急手当講習会を実施、災害時の飲料水・生活用水対策を双葉地方水道事業団職員から聞き取りました。

「あなたの街が災害にあったら」のテーマでワークショップを開催し、災害時を想定したボランティアセンター立ち上げを実演、災害時の炊き出しで支給する食事として、おむすびをパンで包んで手が汚れず食べやすい「ゆめむすび」を作り、高齢者や心身に障害のある人も災害時に栄養のある食事がとれるよう工夫しました。

安否確認を望む高齢者の声が多かったので、地域の皆さんとの信頼を基盤に、安心メッセージのハートマークの色の变化で安否の確認をする活動を開始しました。通学路に住む高齢者宅のカードを、高校生が下校時に黄色マークの「お元気ですか？」にして帰り、翌朝高齢者宅のカードが「元気ですよ。」の赤色マークに変わっていたら、安心というメッセージです。

また、災害時給水の工夫と備蓄水の呼びかけとして、ペットボトル2ℓを5本収納できる、負担が少ない「らくらくリュック」の工夫と製作をしました。

さらに、これから高齢社会が深刻になると、高齢者が高齢者を救助搬送する場合や、男性が職場に行っている日中に高校生や女性、高齢者の方でも安全に使用できる担架の必要性を話し合い、工夫し製作することにしました。布地の実験からソフトデニムを使用することにし、軽量化しながら丈夫で、搬送される人の苦痛が少なく、住居や災害の状況に応じ、抱え型とおんぶ型に変化できる「安心たんか」を製作しました。

地域の高齢者との救助防災訓練では、生徒の安全を考えた上で、6人一組で学校周辺の高齢者世帯の災害時救助活動にあたる「双高お助け隊」を編成しました。全校生約600人を100組に編成し、現場での判断も6人で行います。本部に緊急連絡や指示を仰ぐために行動する生徒2人と、現場に残った生徒4人は、高齢者を励まし応急処置の役目を担う仕組みです。毎年7月に地域の老人会の方と生徒会・FHJ共同で、救助防災訓練、避難訓練を実施しています。

これらの知識と工夫した担架や防災用具を活用し、地域の高齢者との信頼関係を深めた防災訓練や学習会を通して不安を取り去り、防災の心構えと備えを呼びかけて意識を高め、高校生も地域を支えている1人の人間としての自覚を持ち、共に笑顔で生きていける地域作りをさらに確立していきます。

福島県立双葉高等学校家庭クラブは、「平成19年 防災功労者防災担当大臣表彰」を受賞しました。



■町民に担架製作講習会



■「双高お助け隊」救助防災訓練のようす（平成19年7月）

若者の汗と元気を被災地へ！

特定非営利活動法人
国際ボランティア学生協会

国際ボランティア学生協会（IVUSA：イヴューサ）は、1992年に国士館大学の学生を中心に発足した「夢企画」が母体となり「ラオス小学校建設」「多摩川清掃大作戦」「北海道南西沖地震救援」「阪神・淡路大震災救援」などの活動を展開しながら、徐々に組織化を図り、2002年5月に特定非営利活動法人となりました。

現在、首都圏と関西の大学生を中心に、46大学約800人が所属し、これまでの14年間でのべ2万人を超える学生がさまざまなボランティア活動に参加してきました。

会員は、定期的実施する危機管理講習（座学、実技、救命講習）を通して災害救援や福祉活動を行うために必要な知識や技能を身につけ、地域住民や企業などと連携しながら国際協力・環境保護・福祉・災害救援などの活動に取り組んでいます。

災害が発生すると、翌日から数日中に先遣隊（5名程度）を派遣します。先遣隊は、被災地の状況、ニーズなどを調査し、活動を実施するかしないか、場所、人数、資機材などを判断し、本部とも調整を図りながらチームを組み救援活動などを行います。これら先遣隊や現地のリーダーは“現場力”を身につけた上級生が担います。

新潟県中越地震時には、被災した旧中里村職員の



■浸水した家屋から土砂を運び出す作業のようす
（平成19年9月秋雨前線による大雨の被害、北秋田市）

OB会員から救援要請を受け、村のボランティアセンターの開設から、避難所運営支援、長期にわたる復興支援活動などを行いました。

昨年9月の東北地方での大雨による被害では、3日間でのべ80名の学生が、浸水した家屋の土砂を取り除く作業などを行いました。ほとんどの会員は大学で授業があるため、週末を利用し短期集中で作業にあたりました。

災害によってそれぞれ支援方法は変わってきます。私たちは、被災地の状況・ニーズに応じた活動をバランス良く行うように心がけ、若い力を活かした支援活動はもちろんのこと、我々とのコミュニケーションを通して精神的にも被災者の方々が復旧・復興に向かって歩み出すための後押しができるような活動を、これからも展開していきたいと考えています。

副学生代表 大久保果菜さん（大学4年生）と副学生代表 星野倫さん（大学3年生）に、活動のきっかけや、心に残ったエピソードなどをお聞きしました。



大久保：大学に入学した時に、IVUSAが勧誘にきていて、いろいろ新しいことが経験できそうだなと思い、入りました。

印象深い出来事は、新潟県中越沖地震のとき、避難所に毎日救援物資を受け取りに来ていたおじいさんがいました。ご家族が怪我をされていたこともあり、元気がなく「物をもらいに来るのは恥ずかしい」と言ったりしていました。私はできるだけ笑顔で声をかけるようにしていました。おじいさんは、次第に私たちに打ち解けてくれて、お別れのときには笑顔で、「一緒に写真を撮ろう。」と言ってくれました。うれしかったですね。

そんな人との出会いや感動的な体験をいくつも経験することができ、この4年間の活動で人間的にも成長できた

と思います。

ボランティア活動をどうしようかなと思いとどまっている人は小さなことでもいいから始めてほしいですね。そして私たちのメンバーも1,000人、2,000人と増えて、多くの人に活動を認めてもらえるとうれしいです。

星野：日頃から、困っている人がいたら何かしてあげたいという気持ちでIVUSAに入りました。活動を通じていろいろな人との出会いがあり、交流の輪がどんどん広がっていくのがとてもうれしいです。3年前の新潟県中越地震で出会った人たちとは、今でも写真や手紙のやりとりを続け、合宿を当地で行い、仮設住宅の雪処理のお手伝いや地元の人たちと交流会を開催するなど、活動を継続しています。

私たちの活動の約束事として、個々人は自律したボランティア活動能力をもつ必要があり、「被災地に入る勇気」と被災地にニーズがなければ「引く勇気」が何よりも重要だと感じています。これは、IVUSAの危機管理講習や、現地に向かうバスの中などでも参加者に徹底しています。

これからのボランティアは社会を変えていける大きなツールになると思っています。一緒に追求できる仲間がもっと増え、ボランティアが社会に根付いてくれればいいですね。

コマツの災害復興支援活動

コマツでは建設機械メーカーとして、自然災害発生の際に、オペレータの派遣を含めた建機の無償貸与を行うとともに、義援金等、その他の支援も行っています。支援にあたって、まず県や市の災害対策本部からの要請に基づき、それぞれの被災地で「いま、現地では何が必要とされているか、そのうえでコマツが協力できることは何か」を最優先に考え支援内容を決定しています。また、プレハブハウスやユニットハウスを製造・販売するグループ会社より、仮設建物の無償貸与も行いました。

能登半島地震への支援

2007年3月25日に能登半島地震の発生を受け、コマツでは義援金を含む災害復興支援に協力しました。会社からの義援金に加え、社員からのマッチングギフトや後述の社員によるボランティアなど、活動の輪はグループ全体に広がりました。また、仮設住宅で暮らす住民の皆さんの心の健康維持に役立てていただけるように、穴水町、輪島市それぞれに「心のケアハウス」を無償貸与しました。この施設では保健師による健康面、精神面へのケアサポートが行われています。

社員のボランティア活動

粟津工場と小松工場では4月3日～13日に社員からボランティア参加希望者を募って被災地の門前町に派遣し、のべ約300名が現地の復旧支援活動に協力しました。現地では、倒壊した建物や家具等の瓦礫の片付け、ボランティア要員の送迎、炊き出しの提供などを行いました。倒壊した民家の方々は高齢者が多く、不用物を出すのも苦勞されていました。

今回の支援活動から、ふだん起きないような事が起こる事を想定した模擬訓練、起きた時の対処の仕方、必要最低限の備品の準備の必要性を感じました。

長岡市山古志診療所

2004年の新潟県中越地震では、長岡市山古志地区の診療所が使用できなくなったため、新潟県・山古志村から仮設診療所の設置を要望され、プレハブハウスを



■瓦礫を片付ける社員ボランティア

無償貸与しました。利用者は高齢の方が多いため、出入口にスロープや手すりを設置し、建物内の継ぎ目を明るい内装で覆うなど、実際の診療所の雰囲気近づけています。また、医療用ベッドや机、冷蔵庫などの設備も支援しました。他に新潟県庁舎脇の支援物資倉庫・ヘリポート脇の倉庫、長岡地域振興局会議室としてもプレハブハウスを無償貸与しました。

柏崎市半田保育園

2007年の新潟県中越沖地震の影響により、柏崎市で最も大きな保育園である「柏崎市立半田保育園」は、倒壊・半壊は免れましたが、改修工事が必要であったため、工事期間中の仮設園舎としてプレハブハウスを無償貸与しました。仮設園舎は半田市の公園（半田児童遊園）内に建てられ、非常に短い工期の中、園児が日常生活を行う上で怪我のないよう、楽しく過ごせるように工夫を凝らしました。

仮設園舎にてクリスマス会・お誕生会・お遊戯会などを行い、現在も安全な保育が続いています。

地域の皆さんとともに

被災地で必要とされるサポートは、被害の内容や場所、時間の経過によって変化します。

私たちはこれからも、地域の受け入れ状況を常に考慮しながら、ハードとソフトの両面から、被災地域の復興支援に役立っていきたいと考えています。



■仮設園舎：ボールがあたっても蛍光灯が破損しないよう、安全カバーを取り付けてあります

「降積雪期における防災態勢の強化について」を通知

昨年12月末から、日本列島は強い冬型の気圧配置となり、日本海側では山沿いを中心に大雪となり、1月に入って北海道から東北・北陸にかけて、降雪が続いています。

昨年12月20日に、本格的な降積雪期を迎えるにあたり、雪害による「犠牲者ゼロ」に向けた対策の徹底を図るなど、除雪中の事故防止対策等の徹底を早急に図るため、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より指定行政機関の長、指定公共機関の代表者および道府県防災会議会長あてに、「降積雪期における防災態勢の強化について」を通知しました。

この通知では、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備や、地元ニーズをより一層踏まえた除雪等の支援、克雪住宅の整備促進等、除雪中の事故防止対策の徹底に早急に取り組むこと。併せて、これまでのとおり、危険箇所の巡視・点検の実施、気象等情報の収集・伝達、警戒態勢の強化等に万全を期すとともに、高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分に配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努めるよう求めています。

Column

第5回火山都市国際会議

島原大会開催される

第5回火山都市国際会議島原大会が、昨年11月19日から23日にかけて長崎県島原市において、内閣府などの後援のもと、開催されました。

火山都市国際会議は、火山災害の軽減を目指し、ほぼ2年おきに開催されていますが、この島原大会は、アジアで初めての開催となりました。

31か国・地域から約600名の研究者などが、最先端の火山研究の成果を発表しました。また、市民向けフォーラムや多彩な交流イベントに市民約2,100名が参加し、雲仙普賢岳噴火災害の教訓を伝え、『火山と共生するまちづくり』を世界にアピールしました。



■開会式の様子 写真提供：島原市
→P18～19「1990～1995年雲仙普賢岳噴火」参照

バングラデシュのサイクロン災害

2007年11月～12月にかけて、海外ではアジア各地で台風災害や洪水などが発生しています。

11月15日には、バングラデシュ人民共和国南部パタルガタ付近に上陸した大型サイクロン「シドル」がバングラデシュを縦断し、甚大な被害をもたらしました（詳細は、P12～13参照）。

わが国政府は11月19日、バングラデシュ国政府に対し、約3,500万円相当の緊急援助物資（テント、プラスチックシート、毛布、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機、スリーピングマット）の供与を決定しました。

また、11月22日には、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）および世界保健機関（WHO）を通じ、総額約4億2,600万円（約367万ドル）の緊急無償資金協力を実施することを決定しました。



■引渡し式の様子（中央：井上大使、中央右：ミア次官）



■トラックに積載される緊急援助物資 写真提供：JICA

スリランカの豪雨災害

12月20日以降、スリランカ民主社会主義共和国で、北東モンスーンによる豪雨が続き、東部州、北部州、北中部州を中心に洪水被害が発生し、全壊家屋327棟、損壊3,597棟、約20万 명이避難しました（12月26日現在）。

わが国政府は12月27日、スリランカ国政府に対し、約1,400万円相当の緊急援助物資（テント、ポリタンク等）を供与することを決定しました。28日には、同国コロombo市において緊急援助物資の引渡し式が行われました。今回供与された物資は、順次被災地に輸送され、被災者のもつに届けられる予定です。

平成18年豪雪を教訓にして

山形県総務部改革推進室政策企画課地域政策班

平成18年豪雪による被害

平成17年12月上旬から降り出した雪は、日本各地で年間の最大積雪深の記録を更新するとともに、全国で死者152名、負傷者2,145名（消防庁発表）の人的被害を発生させました。山形県でも軽傷者を含めた人的被害は283名にのぼり、県が統計を取り始めた昭和50年以降で最多となり、全国でも北海道、新潟県について3番目に多い被害となりました。

山形県における被害発生の原因をみると、屋根からの転落事故が182人で全体の約64%を占め、年代別にみると65歳以上の高齢者が121人で全体の約43%を占めていました。

このような状況を踏まえ、山形県では新たな雪対策に取り組むこととしました。

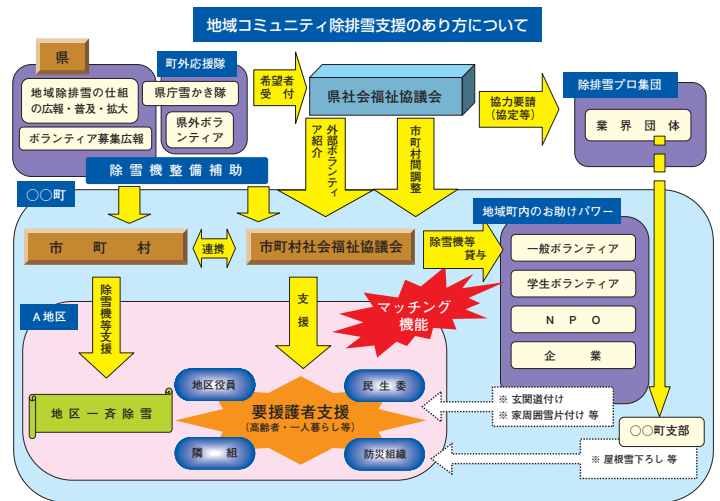
山形県の対応

◆屋根からの転落事故防止に向けた注意喚起

これまでの冬期間における注意喚起は、県内全域を対象として一般的な注意を促すもので、雪下ろし作業に対して危険性を再認識させるだけの内容ではありませんでした。

県では、屋根からの転落事故を防止するためにはタイムリーな注意喚起が必要と考え、「注意喚起のタイミング」と「雪下ろしの危険性」の二つの要素について、過去の転落事故発生時の気象条件や屋根から雪が滑り落ちやすくなる条件を研究し、地域ごとに「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を提供する基準（①積雪深②過去10日の降雪量③最高気温）を定めました。基準に達した場合、概ね5～7日間程度の期間を設定し、県のホームページや報道機関を通じて注意喚起情報を提供していく事としました。

また、安全な雪下ろしのポイントをまとめたミニブック「安全な雪下ろしガイド」を広く県民に配布し、注意喚起を図っていくこととしています。



◆高齢者等の除排雪を支援する仕組みづくり

平成18年豪雪のような大雪時には、高齢者個人の能力を超えた量の降雪となり、さらに地域全体が大雪に見舞われ近隣に雪処理の担い手が見つからなかったり、後回しになったりする状況が発生したため、無理した結果が高齢者被害の拡大に繋がりました。家屋や家屋周辺の雪処理は居住者またはその近親者などで行うことが原則ですが、高齢化が進むなか、平時から大雪を想定した地域住民による支援のための仕組みづくりの必要性が高くなっています。

県では地域における高齢者等の除排雪支援の仕組みづくりを促進するため、除排雪支援体制のあり方を示すとともに、社会福祉協議会等が除排雪支援を行うボランティア団体や地域に貸し出す小型除雪機を購入する場合に補助する制度として「地域スノーバスターズ支援事業」を新たに創設しました。

新たな雪対策を目指して

山形県では平成6年に策定した計画を見直し、平成18年3月に、新しい「山形県雪対策基本計画」を策定しました。

積もった雪をどうするかという「克雪」や雪をプラスに活用する「利雪・親雪」といったこれまでの視点に加え、新しい計画では、「雪が積もらないように」、すなわち「雪のマイナス面をいかにゼロに近づけるか」という新たな視点から雪対策を進めることとしています。

本県は松岡俊三代議士の雪害救済運動などの先人の活躍により「雪害施策発祥の地」として評価を受けていることから、今後も常に新しい視点で雪を捉えた雪対策を創出していきたいと考えております。

日本一災害に強い都市づくりをめざして

長岡市長 森 民夫

長岡市は、水害、地震と立て続けに大災害に見舞われ甚大な被害を受けましたが、ここにきて、ようやくインフラ整備が終わり本格的な復興に向けて歩み始めたところです。今日まで当市をあたたく支えていただいた国、県、関係機関など全国の皆様に対し、この場を借りて心から感謝の意を表する次第です。

長岡市では、現在、災害の教訓を生かし「日本一災害に強い都市づくり」をめざし防災体制の強化に取り組んでおり、その内容を紹介します。

住民への情報伝達体制の整備

災害時は、迅速かつ的確な情報伝達が重要です。既存の同報無線やオフトーク通信はこれまで同様利用しながら、コミュニティFM放送を活用した緊急告知FMラジオを町内会長、民生委員、災害時要援護者に配布。また、NPOによる携帯電話メールの配信、孤立集落対策に衛星携帯電話配備など、災害時における複数の情報伝達手段を整備しています。

また、新潟県中越地震の時には、長岡市の災害対策本部会議を地元のケーブルテレビで生中継しました。災害対策本部会議をガラス張りにしたことには功罪があり、混乱を引き起こす恐れのあるような微妙な問題は議論しにくくなる面もあります。しかし、情報を公開することで、市民が行政を信頼してもらうという面では大変役に立ちました。報道関係者からも、災害対策本部が今、何を目標に努力しているか、何を被災者に伝えたがっているかを理解してもらいやすくなり、このメリットは大きいと考えています。

救援物資は受け付けない

全国から大量の物資が送られてきましたが、被災地のニーズや支援に必ずしも結びついていない実態があります。善意が空回りしている実態を、被災地から全国に発信する必要があると思います、地域防災計画に明記しました。これは、全国へ実情を情報発信し問題提起をする狙いがあり、すでに当市では災害協定に基づく民間流通在庫へ全面的にシフトしています。

地域防災力の強化

—コミュニティの力を最大限に生かす
「中越市民防災安全士」の養成—

災害時には、個人やコミュニティの力をどれだけ引き出せるか、そして、その仕組みを日ごろからいかに用意できるかということが、防災・減災の大きな鍵です。防



■震災復興祈願花火「フェニックス」(平成19年8月2・3日)

災や安全に関する専門的な知識・技能と意欲を持った人材を養成し、「中越市民防災安全士」としてコミュニティのネットワークに組み込むことで地域防災力を高めていきます。地域コミュニティにおいて、「中越市民防災安全士」を中心に安全・安心ネットワークが構築され、防犯、交通安全、教育、福祉などの日常的な活動が活発に展開されることで、いざ災害というときに大きな力を発揮する態勢ができ上がります。これまで101人が誕生しており、今後も毎年50人、10年で500人を養成していきます。

この他にも、避難所となる学校施設の耐震化および体育館の洋式トイレ、電話、ケーブルテレビ配線の整備や、木造住宅の耐震補強実験などさまざまな取り組みを行っています。

前より前へ

昨年を振り返ると、3月に能登半島地震の被災地を支援し、7月の新潟県中越沖地震では市内の復旧と平行し、隣接の市町村に家屋の被害調査など職員派遣を行いました。かねてから訴えてきた被災者生活再建支援法の改正という嬉しいニュースもあり、これまで我々が行ってきた一つひとつの取り組みが迅速な災害対応や法改正に結びついた年であったと考えています。

当市は大災害を経験した都市です。だからこそ、今後も災害の教訓を生かした取り組みを実践し全国に発信していきます。それが全国からいただいた支援に対する恩返しであると思います。昨年末、仮設住宅がゼロになり、全村避難した山古志住民もようやく帰村が実現しました。長岡市のスローガン「前より前へ」を合言葉に、創造的復興をめざしこれからも力強く前進したいと思います。関係各位には、今後も変わらぬご支援ご声援をお願いいたします。

Bangladeshにおけるサイクロン災害現地調査報告

アジア防災センター 所長 鈴木弘二、研究部参事(兼 IRP復興専門官) 村田昌彦、主任研究員 渡部弘之

2007年11月15日夜、 Bangladesh南部に上陸した大型サイクロン「シドル (SIDR)」は、死者・行方不明者4,000人以上、被災者800万人以上という大きな被害をもたらしました。アジア防災センター (ADRC) では、11月27日～12月3日の間、緊急現地調査を実施しました。

サイクロンおよび被害の概況について

サイクロン「シドル」は、11月11日にベンガル湾で発生し、最低気圧944hPa、最大風速時速250km (秒速69m) の勢力で、15日18時30分頃、 Bangladesh南部パタルガタ付近に上陸、同国を縦断し、16日に消滅しました。

このサイクロンにより、 Bangladesh南部の沿岸部を中心に、死者3,295名、行方不明者871名、被災者約870万人、被災家屋は全壊約56万棟、半壊約94万棟の大きな被害が発生しました (Bangladesh政府発表。12月4日現在)。

Bangladeshは、国土の50%以上が海拔7m以下、80%が三大河川 (ガンジス河、ブラマプトラ河、メグナ河) の氾濫原であり、台地は8%、丘陵地は12%、最高標高は900mです。1970年には30万人、1991年には14万人の死者を出すなど、これまでもサイクロン被害を受けており、特に1991年以降に、国際的な支援を受けながらサイクロンシェルターの建設、早期警戒システムの整備、河川堤防の整備などの防災対策が進められてきました。

サイクロン「シドル」が1970年のサイクロンの上陸地点に近いバングラナ県南部沿岸部に上陸したことから、今回の調査では、これまでのサイクロン被害とも対比しながら、早期警戒体制 (事前警戒の発出やコミュニティへの情報伝達など)、地域住民の避難状況、サイクロンシェルターの有効性、復興に向けた被災地のニーズ・課題などの視点により調査を行いました。

調査結果の概要

1. 早期警戒体制

1991年のサイクロン被害 (死者14万人) を踏まえ、政府や赤新月社により警戒プログラムが整備されており、 Bangladesh気象庁が出した警戒は中央政府から市町村レベル、さらに住民レベルにまで伝達されました。

行方不明者の大半は出漁中の漁師でした。漁船には警戒を受信する無線が未搭載であったり、壊れている場合が多く見られました。

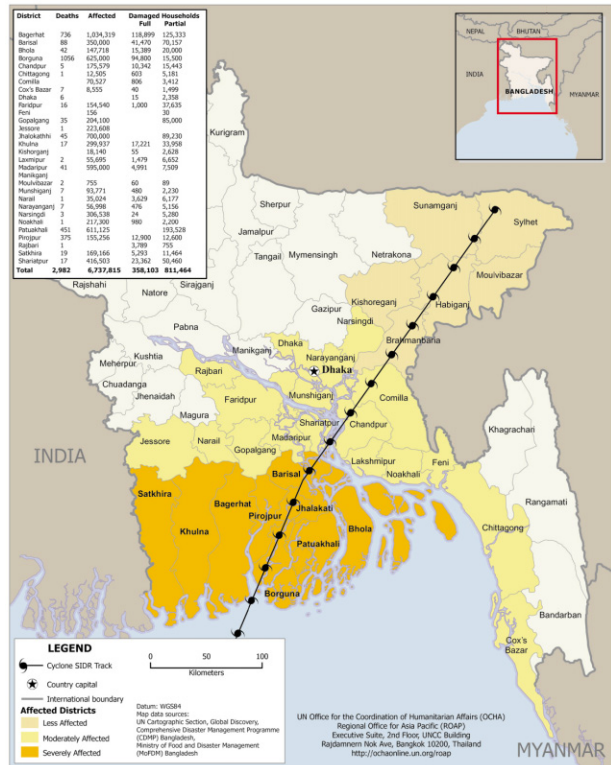


図1 サイクロン「シドル (SIDR)」の経路図
出典：国際連合人道問題調整事務所 (Office for Coordination of Humanitarian Affairs : OCHA) ReliefWeb

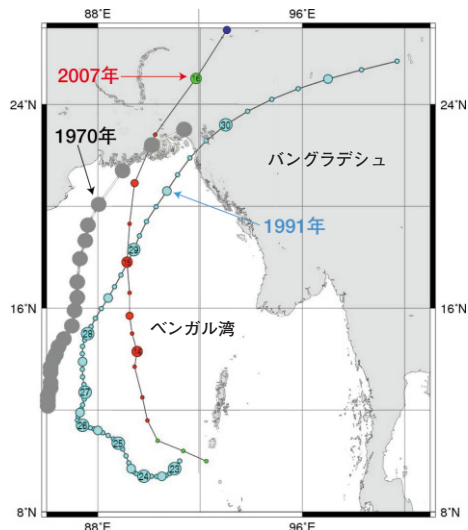


図2 1970年(30万人死亡)、1991年(14万人死亡)および2007年のサイクロンの経路

2. 地域住民の避難状況

警戒はサイクロン来襲の3日前から、さらに当日の午後にも伝達されていましたが、風が強くなってから避難した住民がほとんどでした。

避難プログラムでは、避難前に食糧や貴重品を自宅に埋めた壺に保管するとしていますが、その余裕もなく避難した住民が多く見られました。

畜産農家にとっては家畜が唯一の収入源であり、家畜を置いたまま避難することを断念した住民も見られました。

また、サイクロンに見舞われる直前の2007年9月にインドネシアで発生した地震により出された津波警報を受けてシェルターに避難したものの、被害を及ぼすような津波は発生せず、しかも自宅に戻ると家財や家畜を奪われたケースもありました。今回のサイクロンでは、警報に従わなかったり、家財や家畜を盗難から守るために避難しなかった住民も見られました。

3. サイクロンシェルター、堤防、植林の有効性

1991年のサイクロン被害を受け、沿岸部を中心に住民避難用のサイクロンシェルターが約2,000か所設置されていますが、絶対数が不足していました。今回調査したシェルターは500人収容の設計のところ、実際には約2,000人が避難していました。シェルターでは、立ったままの状態で一夜を過ごさざるをえなかったものの、それでも避難した人は助かっています。

シェルターが、7 kmほど離れた所にあるバルグナ郡ポタカリ村では避難が遅れ、村人の多くが3 m程度の波に流されましたが、ほとんどの住民が樹木にかかるなどして助かりました。

海岸沿いに土盛りの堤防（高さ5～6 m程度）が設置されており、これによる高潮の抑止効果もありましたが、一部では堤防が決壊して大被害をもたらしました。

1970年のサイクロン被害を受けて、沿岸部において植林が行われており、これらの樹林帯は高潮や暴風を防ぐ効果を発揮しました。

1970年に死者30万人をもたらしたサイクロンに比べて、今回のサイクロンの方が勢力が大きかったにもかかわらず、死者数は大幅に減少しています。このことは、シェルターや堤防の設置、警報・避難プログラムなどの事前の災害予防対策が、大きな効果を挙げているものと考えられます。

復興(今後の災害予防含む)に向けた課題とニーズについて

今後の課題と復興に向けた地元ニーズとして、次のような点が挙げられます。

早期警戒情報が各市町村の末端まで伝達されていないが、住民の避難行動は必ずしも迅速でなかったことから、警報の重要性のさらなる普及啓発が必要です。

サイクロンシェルターの絶対数が不足しており、さらなる設置が必要です。また、家畜を飼っている住民が安心して避難できるよう、シェルターの近くに家畜を避難させるための小高い丘「キツラ」を設置することが望まれます。



■サイクロンにより倒壊せずに残った住宅(土台がピロティ式)



■サイクロンにより倒壊せずに残った住宅(土台に盛土の例)



■サイクロンシェルター(Badurtala 村)：収容人員500人のところピーク時は約2,000人が避難した

壊れた堤防や道路を早期に修復するとともに、被災者の生活を支えるため、復興事業において被災者を雇用したり、復興資金を提供し、被災者の自立復興を支援するなどが必要です。

住宅については、多数の家屋が浸水や倒壊している中で、倒壊せずに残っている家屋も見られ、サイクロンに強い住宅づくりを検証する余地があります。また、樹林帯が防災機能を発揮したことが確認されたので、地域の気候や土壤にあった樹種により、さらなる植林が必要です。

今回の調査ではこれまでの防災対策としてのサイクロンシェルターの建設、早期警戒システムの整備等の有効性を確認できただけに、今後は被災者の自立復興支援やその土地の特性に応じたさらなる防災強化へ向けての対策が必要となります。

被災者生活再建支援法の改正について

自然災害により住宅に著しい被害を受けられた方々の生活の再建を支援し、もって住民の方々の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援法が改正されました。

被災者生活再建支援制度とは

被災者生活再建支援法は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、平成10年5月に議員立法により制定されました。被災者生活再建支援制度（以下、「支援制度」といいます。）は、同法に基づき、自然災害により、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下、「支援金」といいます。）を支給するとともに、国が基金に対してその費用の一部を補助する制度です。

当初は、生活必需品の購入等に要する経費（生活関係経費）として最高100万円を支給する制度として創設されました。また、その後、平成16年には法改正が行われ、新たに「居住安定支援制度」が創設されました。これにより、被災した住宅の解体、撤去及び整地に要する費用、新たな住宅取得のための借入金等の利息や居住のための借家の家賃等を対象に、最高200万円の支給が追加されることとなり、生活関係経費と併せて最高300万円の支援金が支給されることとなりました。

法改正の経緯及び趣旨

平成16年の法改正に際しては、衆議院災害対策特別委員会及び参議院災害対策特別委員会で附帯決議がなされました。同決議においては、「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること」とされました。

政府としては、この附帯決議を踏まえ、平成19年3月に「被災者生活再建支援制度に関する検討会（座長：伊藤滋 早稲田大学特命教授）」を設置し、支援制度の見直しに向けて議論を進めました。7月には「被災者生活再建支援制度見直しの方向性について－被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告－」がとりまとめられました。この中間報告においては、支援制度の使い勝手の悪さや支給要件の複雑さなどが指摘され、その結果、居住関係経費の支給率が3割に

も満たず、被災住宅の再建を初めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとは言いがたい状況にあることが明らかになりました。

一方では、平成19年に入っても、3月25日に能登半島地震が、7月16日には新潟県中越沖地震が発生するなど、自然災害によって多くの方々が住宅を失うなどの被害を受け、被災者の生活再建と被災地の復興への支援に対する関心が高まりました。

このような状況のもと、国会においても、立法府の責務として思い切った制度改善を早急に行い、被災者の居住の安定の確保による生活再建等に向けた一層の支援を図る必要があるとの認識が広がり、与野党において活発な議論がなされました。11月8日には、自由民主党、公明党、民主党より「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）」が提出され、11月9日に参議院、衆議院ともに全会一致で成立しました。

改正された支援制度の概要

- ・ **支援金の支給方法等の変更**：旧制度では、支援の対象となる経費が細かく定められており、そのような経費に対してのみ支援金が支給されました（実費積み上げ支給方式）。また、複雑な支給要件が設けられており、例えば、被災住宅の解体撤去費については、原則として被災した土地で住宅を再建する場合に対象経費として支給される（自己都合により移転する場合は対象外になる）などといった取扱いとなっていました。

居住関係経費の支給率が3割に満たない（最高200万円受給可能な世帯であっても、支給要件等により60万円程度しか受給していない）など、制度が十分に活用されていないことについては、このような複雑な支給方法や支給要件がその大きな要因であるとする指摘がありました。また、被災世帯の申請手続や被災地方公共団体の受付事務等が煩雑になるなど、災害という非常時における制度としては適切でないといった指摘もありました。

新制度では、このような指摘などを踏まえ、支給方法について用途を限定しない定額渡し切り支給方式に改められるとともに、複雑な支給要件も多くが撤廃され、簡素化されました。

- ・ **年収・年齢要件の撤廃**：旧制度では、支援対象となる被災世帯について、世帯主の年齢や世帯員全員の収入合計額などを基準とした要件を設けていました。し

かしながら、被災世帯間の不公平感を是正するため、これらの年収・年齢要件は撤廃され、すべての被災世帯が年収・年齢に関係なく支援対象とされました。

・**対象世帯の拡大**：地震により地盤の液状化や地すべりなどが発生した場合においては、住宅の被害は軽微であっても、その敷地に被害が生じ、引き続きその住宅に居住することができないケースが発生しました。しかしながら、旧制度は、住宅が全壊した世帯や住宅が半壊しやむを得ず解体する世帯を対象とするなど、敷地の被害については十分に考慮できていない面がありました。そこで、敷地に被害が生じたことにより住宅を解体せざるを得ない世帯については、新たに支援対象とされました。

・**対象自然災害の拡大**：旧制度は、支援対象となる自然災害について、市町村または都道府県単位で一定数以上の被害（災害救助法が適用される災害と同規模、市町村で全壊10世帯以上、都道府県で全壊100世帯以上）が発生した自然災害に加え、これらの地方公共団体の区域に隣接し全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満に限る）の自然災害も対象としていました。しかしながら、この場合、前述のような地方公共団体に隣接していない市町村は、全壊5世帯以上の被害が発生した場合であっても支援対象とならないという不均衡が生じる可能性がありました。

そこで、新制度では、市町村で一定数以上の被害（災害救助法が適用される災害と同規模、市町村で全壊10世帯以上）が発生した自然災害で、同一都道府県内において、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満に限る）の自然災害については、新たに支援対象とされました。

・**新制度の適用等**：新制度は、改正法の公布日（平成19年11月16日）以後に生じた自然災害について適用し、公布日以前に発生した自然災害については旧制度によるものとされました。

ただし、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震、平成19年台風第11号及び前線による大雨災害、平成19年台風第12号災害の特定4災害については、特例として新制度による申請方法が適用されることとなりました。

また、改正法にあわせて関係政令や内閣府令も改正されており、新制度は平成19年12月14日より施行されています。

関連資料は次のURLでご覧になれます。

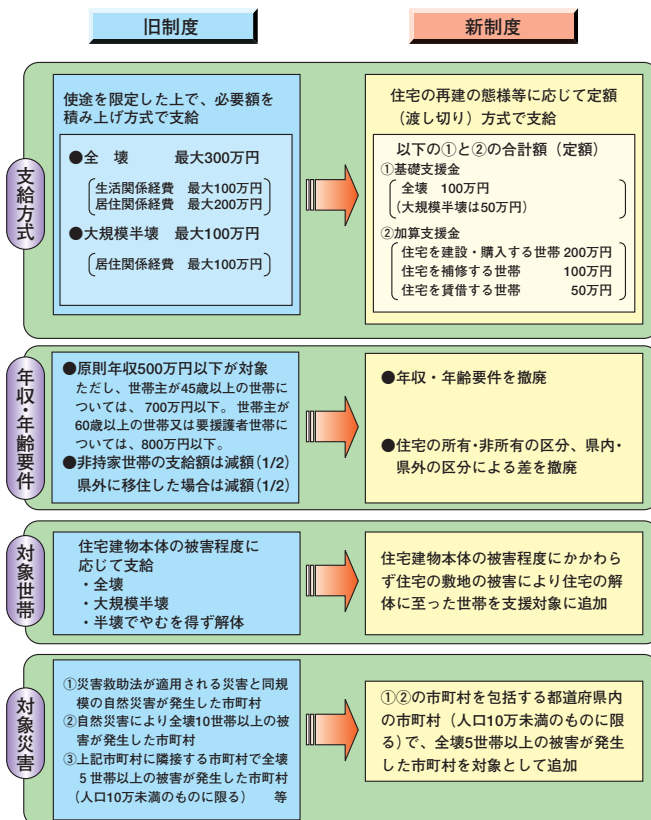
改正法令関係：

<http://www.bousai.go.jp/hou/shiensya/>

被災者生活再建支援制度に関する検討会：

<http://www.bousai.go.jp/hou/kentou/>

被災者生活再建支援制度の改正概要



改正された被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

- 上記の自然災害により
- ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(※世帯人数が1人の場合は、各該当額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) ①基礎支援金： 災害証明書、住民票 等
 ②加算支援金： 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
 (申請期間) ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内
 ②加算支援金： 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額：600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

防災フェア
2007 in かながわ

— 地域の防災力を高めるために —
「過去の災害に学ぶシンポジウム」を開催！

平成19年12月9日(日)、横浜市開港記念会館において、内閣府は、「2007防災フェア in KANAGAWA」実行委員会と共催で「過去の災害に学ぶシンポジウム」を開催しました。

政府では、国民一人ひとりが防災意識を高め、日頃から具体的な「備え」を実践していくことで、安心して生活できる社会をつくっていかうとする「災害被害を軽減する国民運動」を展開しています。

本シンポジウムは、その取組のひとつとして、さまざまな分野で活躍する方々に減災のための活動事例を紹介していただき、自助・共助の観点から、いつ起こるかわからない自然災害に備えて日頃から取り組んでいくべきことを皆さまと一緒に考える機会として開催したものです。

当日は「近年の災害に学ぶ」と題した講演と「地域の防災力をどう高めていくのか～実践例の報告をもとに」と題したパネルディスカッションが行われました。その後は、会場の参加者に「しつもんカード」を記入していただき、その質問をパネリストから回答しました。「緊急地震速報はどのように使えばいいのか」「地域住民の防災意識を高めていくにはどうすべきか」など活発な意見が交わされました。

このような取組に参加することを「きっかけ」として一人ひとりが減災について考え、行動することにより、地域の防災力が高まっていくことを期待しています。

当日のようすは下記ホームページでご覧いただけます。

<http://www.bousai.go.jp/fair2007/kanagawa/>



■ 専門家と気軽に話しあった「ぼうさいしゃべり場」のようす



■ パネルディスカッションに耳を傾ける参加者のようす

— パネルディスカッションのまとめ —

地域の防災力を高めていくためには、住民一人ひとりの防災意識の高まりが重要。

災害や防災・減災についての知識をわかりやすく伝えることや、住民が減災活動に気軽に楽しく参加できるさまざまな機会を作っていくことが防災意識の向上につながる。



■ 実際にさまざまなガラスの割り比べをする「ガラス破壊実験」のようす



■ 同時に開催された人形劇「稲むらの火」のようす

国連国際防災戦略 (UN/ISDR) 兵庫事務所を開設



国連防災世界会議 (WCDR) で採択された「兵庫行動枠組」のさらなる実施及び国際防災協力推進のため、UN/ISDR兵庫事務所が昨年10月14日に神戸市に開設されました。このたびジュネーブのUN/ISDR事務局本部より兵庫事務所に着任された松岡由季さんにお話を聞きました。

○国連職員を目指したきっかけは

松岡：小学校の頃から国際的な仕事に憧れていたのですが、大学時代ワシントンに留学し国際政治学を学んでいた頃に具体的

に考えはじめ、国連本部のあるニューヨークの大学院で勉強している頃にその気持ちに確信を持ちました。

○国連の防災分野に携わるに至ったきっかけは

松岡：2004年4月にUN/ISDR事務局本部 (ジュネーブ) のWCDRプロセス担当ユニットのポストに就き、2005年1月に神戸市で開催されたWCDRの準備プロセスに従事しました。それまでは、国際人権・人道分野に携わっていました。WCDRの内容に関する企画、政府間交渉プロセス、会議運営などWCDRに関するあらゆる業務をこなしました。

会議開催の数週間前にインド洋大津波・地震が起こったこともあり、国際的な関心も非常に高まりました。WCDRで採択された包括的な防災政策の枠組である「兵庫行動枠組」の実施を中心に、WCDR後、国際防災分野は大きく前進しています。そのような時期に防災分野に携わることができたことは、非常に貴重なことだと思いますし、やりがいにつながっています。個人的にも1995年当時大阪に住んでおり、阪神・淡路大震災を経験しているので、そのような意味でも世界の防災政策・防災対策促進の取組に関わっていけることは、とてもうれしいことです。

○国連でのご苦労やとまどいはありましたか

松岡：国連職員になる前は、日本政府の立場 (国連日本政府代表部にて人権分野専門調査員) として国連に携わっていたので、政府の立場と国連の立場という双方の立場が理解できるので、それゆえに、時に政府の立場と国連の立場、または各国政府の立場の相違の間で板ばさみになるということがありますが、両者の橋渡しができるよう努力してきました。

また、ジュネーブ本部の同僚は、ほぼ全員の国籍が違い、それぞれがコミュニケーション方法や仕事のやり方が違うので、はじめはとまどいました。でも、先入観を持たずお互いの考え方を尊重しあうと同時に、率直に議論することを通して自分自身が成長したように思います。

○成熟した国連職員となるには、語学は当然として他に何が必要ですか

松岡：192か国もの加盟国を抱える国連では、政治的な事項も絡み、各国政府の立場の違いなど、相反する立場に挟まれながら、妥協点を探り、長期的な視点で、世界が

よりよい方向に向かうために、私の場合は、長期的に見て世界の防災分野の推進のためになるのかということ、自分のコアとなる判断基準として業務をこなしてきました。これは、複雑な状況下で業務をこなさなければならない国連職員にとって、非常に重要な姿勢であると実感しました。

○防災分野で日本が世界に対してできることは

松岡：日本は災害多発国であるからこそ、防災政策も先進的であり経験や知見を有しています。日本国として国際防災分野にもっと組織的、積極的に力を入れていってもいいのではないのでしょうか。こういったソフト面で、日本の貢献が認められ、国際社会から尊敬を得ることは、今の日本国にとっても非常に大切なことだと思います。

○UN/ISDR兵庫事務所はどんなことをされるのでしょうか。また、今回日本に赴任するにあたっての抱負などをお願いします。

松岡：兵庫事務所はISDR全体の幅広いグローバルな活動の一貫として、「兵庫行動枠組」の実施促進と国際防災協力のさらなる充実・強化を目的としています。具体的に日本に位置する国際機関を含む防災関係機関との連携、協力の充実、日本の防災分野における経験、技術、先進的取組の世界発信、その他の国・地域での活用等、日本を拠点とする活動が、よりISDRの枠組を通してグローバルな取組への連携、貢献を強めるための調整、触媒的役割も果たします。また東アジア地域の防災協力促進、パートナーシップ構築などを行います。

国連の仕事はより良い世界の構築に向け、普遍的な理想や信念をもちながら、国際政治のプロセスや現実的な制約の中でそれを求め続け、実践してゆく価値ある仕事だと思います。特に、今回母国に赴任することとなり、日本人国連職員として、日本国が世界で今以上に敬意を得て、その存在を積極的に示してゆけるために、少しでもお手伝いできればと思います。

国連国際防災戦略 (UN/ISDR)：国連における防災の基本戦略。通常は、その実施を担う組織を指す。ジュネーブにある事務局を中心に、1990年代の「国際防災の10年」の活動を引き継ぎ、2005年の「兵庫行動枠組」の実施に向けた各国、国際機関による防災活動の調整を行う役割を担う。

「兵庫行動枠組」：2005年1月に神戸市で開催された「国際防災会議」が採択した国際社会が今後取り組むべき防災に関する優先行動事項をまとめたガイドライン。国連各加盟国は、この中から、自らの自然災害等の発生状況、経済社会基盤を踏まえ、自らの防災行動を計画して、今後10年の防災活動を行うこととしている。

過去の災害に学ぶ(第16回)

1990～1995年雲仙普賢岳噴火



1990年11月17日に始まった雲仙普賢岳の火山噴火活動は、4年3か月継続した。この間、1991年5月から土石流及び火砕流による災害が頻発した。火砕流から人命を守るため、災害対策基本法に基づく警戒区域が人家や商業地が密集する市街地で初めて設定され、長期継続災害に対する対策が実施された。

災害の概要

(1) 噴火の推移

雲仙火山は、多くの溶岩ドーム群からなる複成複式火山である。有史以降、1663年、1792年、1990～95年の3回の噴火は、いずれも主峰の普賢岳からの噴火であった。この1990年からの噴火は、水蒸気爆発で始まり、1991年5月20日に地獄跡火口から溶岩を噴出開始、溶岩ドームが成長を始めた。5月24日に溶岩ドームの溶岩塊の崩落により普賢岳東斜面に火砕流が初めて発生し、その発生回数は計6,000回に達した。そのうち数回は流下距離が4kmを越えた。溶岩噴出量は、最盛期には1日に30～40万m³に達し、複数の溶岩体(ローブ)を形成した。噴火は1995年2月に終息した。溶岩総噴出量は2億m³で、約半分が溶岩ドームとして留まった。

(2) 災害の経緯

1990年の噴火確認直後に、小浜町は「普賢岳火山活動警戒連絡会議」を発足、長崎県は「災害警戒本部」を設置した。1991年5月26日には火砕流による負傷者が出たことで、九州大学島原地震火山観測所の助言を受け島原市は、上木場地区住民に対し、火砕流警戒の目的で初めて避難を勧告した。マスコミは普賢岳の正面に当たる『定点』と呼ばれる場所での固定撮影をした。島原市は報道機関などに対し避難勧告地域からの退去を要請したが、報道機関は応じなかった。6月3日には火砕流が水無川沿いに約4.3km流下し、マスコミ関係者、地域の安全を守る消防団員等の死者・行方不明者43人の被害を出した。島原市は6月7日から、深江町は6月8日から警戒区域を設定し、立ち入りを制限した。6月8日には6月3日を上回る火砕流が発

■民家に迫る火砕流(1992(平成4)年9月27日) 撮影:杉本伸一

生し、水無川沿いに約5.5km流下したが、警戒区域の設定により人的被害は免れた。以後も、6月30日の土石流、9月15日の火砕流などにより、家屋等に被害が出た。9月15日の火砕流では、大野木場小学校が焼失した。1993年6月23日の中尾川方向の火砕流では、千本木地区の家屋が焼失したほか男性1人が死亡した。4月から7月にかけて土石流が頻発し、家屋の被害に加え、国道や鉄道が寸断され、島原市街地が一時孤立した。観光客の減少や人口の流出などで島原半島全体に被害が波及した。

(3) 被害の概要

- ・人的被害:死者・行方不明者44人、負傷者12人
- ・土石流・火砕流・噴石等による家屋被害:住家1,399戸、非住家1,112戸
- ・商工被害:14,801,656万円
- ・農林業関係被害額:6,610,940万円

土砂災害対策

砂防えん堤建設などの砂防計画は噴火が短期に終息するとの前提で作成されていたため、恒久対策しか策定されていなかった。火山災害の長期化に伴い、警戒区域内では防災工事が実施出来ないため、土石流被害が拡大し、家屋被害の増加や道路・鉄道の被害による交通途絶が発生した。応急・緊急対策の導入による仮設導流堤の建設や除石や砂防えん堤の建設に無人化施工が初めて導入された。



■無人化施工による警戒区域内での除石(1994(平成6)年4月11日) 撮影:松井宗廣



危機管理

火山噴火に関する地方自治体への危機管理支援は、終始一貫して、地域に存在する九大観測所が大きな役割を果たした。災害派遣を要請された自衛隊は、九大観測所に連絡班を設置し、震動波形のモニターにより火砕流発生状況の監視や地上レーダー等の情報収集機器を装備し、24時間体制の監視をした。自衛隊ヘリコプターによる火山観測支援や相互の情報交換など、自衛隊と九大観測所の間に、緊密な火山監視協力体制が構築された。自衛隊の警戒監視結果はリアルタイムで発信され、防災機関が対策に活用した。

被災者対策

災害が長期化して、被災者の生活支援が大きな課題となった。現行法の弾力的運用などによる政府の被災者等救済対策は21分野100項目にわたった。この中には生活安定再建資金の貸付、長期避難者に対する食事供与事業が含まれた。さらに、きめ細かい被災者支援のため雲仙岳災害対策基金が設立された。この基金は、県からの出損金、貸付金及び義援金の一部を積み立て、それを運用して生じる利息等で住民の住宅再建等の災害からの立ち上がり重点をおいた助成事業が実施された。また、義援金の総額は233億円に達し、配分での特別な措置として、義援金の一部を基金に積み立てた。

復興計画と復興事業

(1) 復興計画

災害によって地域が壊滅的な被害を受けた場合は、復旧ではなく復興が必要である。島原市では、災害の教訓と課題をもとにして復興の基本方針を、生活再建、防災都市づくり及び地域の活性化の3本柱で設定した。復興計画は、国や長崎県の既定の復興事業計画を地元自治体として相互調整するとともに、3本柱の観点から体系的に調整して空白領域を補完し、整合性のとれた復興をめざした。市町の復興計画は、長崎県によ



■無人化施工の遠隔操作作業状況(1994(平成6)年4月11日)

撮影：松井宗廣

る島原半島全体の再生と活性化をめざす「島原地域再生行動計画」に引き継がれた。復興計画から安中三角地帯の嵩上げ、砂防指定地の利活用、大野木場小学校被災校舎の現地保存、土石流被災家屋の保存、雲仙岳災害記念館・道の駅の建設などを柱とする火山観光が実現した。

(2) 安中三角地帯の嵩上げ

復興で特筆すべきは、住民発案の安中三角地帯の嵩上げ事業である。安中三角地帯は、断続的に発生した土石流により、地域内の70%の家屋が埋没し、個人レベルでの復旧は難しい状態にあった。住民は、安中のふるさとで自宅や農地を再建すれば代替地の確保は不要で、生活再建を行えると考えた。嵩上げの事業費を捻出するために、建設省と長崎県の協力によって三角地帯を土捨て場とみなす土捨て事業が導入された。

教訓

(1) 土砂災害対策

火山噴火対策で得られた教訓は、i) 工夫し挑戦すれば新しい技術が開発できること、ii) 緊急時対策の高度化の必要性、iii) 噴火前におけるハード、ソフト対策の必要性などである。しかし、土砂災害対策の過程をとおして地域の復興を顧みたま時、「官・民の協力」が最大の教訓となった。

(2) 危機管理

火山噴火に関して行政への危機管理支援ではホームドクターといわれる火山学者の存在が大きかった。研究者と行政・住民の間に平時から築き上げた連携と信頼関係があった。地域に常駐し、首長に助言し、住民に詳しく解説し理解を促す存在があれば、行政も決断ができることを証明している。

(3) 被災者対策

雲仙岳災害対策基金により、きめ細かな被災者支援が行われ、大きな成果を挙げた。大規模な災害では基金は有効で利息に依存しない基金設置手法を検討する必要がある。

(4) 復興計画

被災した市町の復興計画は、地元の合意形成、防災・復興関連機関との連携・調整などを経て、具体的にまとめたものである。その内容は地元の復興意欲を国、県に伝えたと評価できる。市町レベルの復興計画策定は、技術力、財源、事業主体などに限界があるが、地元の意思を伝えるためにその計画の役割は大きい。

高橋 和雄：長崎大学工学部教授、「災害教訓の継承に関する専門調査会」小委員会委員（1990-1995雲仙普賢岳噴火分科会主査）

気象業務法の改正について

気象庁

1 はじめに

気象業務法の一部を改正する法律が平成19年11月に第168回臨時国会で成立し、12月1日に施行されました。

これまでは、地震と火山現象については予報を行うことが技術的に困難であったことから、予報及び警報の対象から除外されていました。

今回の改正は、近年における気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実により、地震のうちの地震動、それから火山現象について予報を行うことが技術的に可能となったことから、これらの現象についても予報及び警報の対象に位置づけ、皆さんが適切に活用できるよう制度化を図り、もって地震及び噴火による被害の軽減を図ろうというものです。

2 改正の概要

今回の改正により、雨や風などの気象と同様に、気象庁は地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないこととなりました。気象庁では、地震動の警報を「緊急地震速報」の名称で、火山現象の警報を「噴火警報」の名称で発表しています。また、発表した警報については、気象業務法施行令（政令）により、緊急地震速報についてはNHK、噴火警報については警察庁、海上保安庁、都道府県、NTT東日本・西日本及びNHKに対し、気象庁から通知することとしています。これにより、気象に関する警報と同様、緊急地震速報や噴火警報についても、関係機関を通じて迅速に皆さんに伝えられ、避難等の防災行動に役立てられるようになります。

また、気象庁以外の者が地震動及び火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこととなりました。これらの予報については、利用される方のニーズに応じて、さまざまな事業者からきめ細かな提供が行われるのが望ましい一方、不適切な予報が提供されたり、災害に対する複数の異なる警告内容が提供されたりすれば、大きな混乱が生じかねません。このため、一定の技術基準を満たす適切な予報が提供されるよう許可制がとられ、また、重大な災害が起こる恐れがある場合に発する警報については気象庁が一元的に行うこととなっています。

予報及び警報*へ位置づけ

地震動の予報及び警報（緊急地震速報）
火山現象の予報及び警報（噴火警報）

*気象業務法で「警報」とは、「重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報」と定義

気象庁

- 一般の利用に適合する予報・警報の発表義務（第13条）
- 警報の通知先機関への通知義務（第15条第1項）
- 気象庁以外の者に予報業務の許可を与え監督（第18条、第20条の2、第21条）

気象庁以外の者

- 警報の通知を受けた機関は、公衆へ周知（第15条第2項～第6項）
- 許可を受けて予報業務を実施（第17条）
- 警報の禁止（第23条）

効果

国民へのより確実な周知、無用の混乱を防止

図 改正気象業務法の概要

3 被害軽減につなげるために

今回の改正を防災・減災につなげるためには、気象庁が緊急地震速報や噴火警報の発表等について適切に運用していくなど行政の不断の努力はもちろんのこと、皆さん一人ひとりが緊急地震速報や噴火警報が発表されたらどのように行動するかを考え、いざというときに適切な行動をとっていただくことが必要です。

気象庁では、緊急地震速報「利用の心得」として、緊急地震速報発表時の取るべき行動についてまとめています。広報「ほうさい」（平成19年5月号）や気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/>）でご覧いただけますので、ぜひご確認ください。

また、噴火警報は、火口周辺のみ危険が予想される場合と居住地域まで危険が予想される場合とで違いが分かるように発表します。特に、浅間山など16の火山（平成20年1月現在）については「噴火警戒レベル」（危険が及ぶ範囲や避難などの取るべき行動に応じて、火山活動の状況を5段階に区分したもの）を合わせて発表し、避難の必要性などを分かりやすくお知らせします。警報発表時はあなどらず、しかし恐れすぎず、冷静に行動していただきたいと思います。噴火警報の詳細については気象庁ホームページに説明がありますのでご確認ください。地元の気象台にもお気軽にお尋ねください。

平成20年度 内閣府防災部門予算案

内閣府政策統括官（防災担当）の平成20年度予算案については、被災者生活再建支援制度の充実、「日頃からの災害への備え」を社会全体で実践する国民運動の展開、京阪神都市圏における広域防災拠点整備の推進、大規模水害対策の推進などに要する経費5,224百万円となっています。

(単位：百万円)

区 分	20年度 予算案 (A)	前年度 予算額 (B)	比 較 増△減額 (A-B)	対前年度 比 (A/B)	主 要 事 項
1. 災害予防	1,154	1,164	△ 10	99.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・防災週間・防災教育等意識啓発事業 62 ・民間と市場の力を活かした安全な地域づくり 37 ・防災ボランティア関連施策の拡充 21 ・地震防災戦略の推進 12 ・首都直下地震対策の推進 71 ・東海地震対策の推進 12 ・東南海、南海地震対策の推進 22 ・積雪寒冷地域等における地震対策の推進 36 ・中部圏・近畿圏地震対策の推進 19 ・地震防災緊急事業五箇年計画等の推進 9 ・防災関連情報基盤の構築によるハザードマップの普及促進 15 ・京阪神都市圏における広域防災拠点整備の推進 13 ・災害に強い地域づくり推進 400 ・建築物の耐震化の推進 23 ・長周期地震動対策の推進 24 ・津波対策の推進 30 ・火山災害対策の推進 17 ・防災見える化の推進 20 ・大規模水害対策の推進 73 ・災害時要援護者の支援対策 18 ・風水害・土砂災害・雪害対策の推進 8
2. 災害応急対応	2,740	2,560	180	107.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する人材育成・活用 8 ・災害応急対策業務の実践的対応能力の向上 10 ・中央防災無線網の管理等 2,009 ・総合防災情報システムの機能拡張 503
3. 災害復旧・復興	911	610	301	149.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建支援 611 ・復興対策の推進 49 ・人と防災未来センターの運営補助 251
4. 国際防災協力	171	204	△ 33	83.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア防災センターを通じた地域防災協力の強化 95 ・総合防災協力戦略を通じた国際貢献の推進 18
5. 調整費	248	248	0	100.0%	
計	5,224	4,786	438	109.2%	

(注1) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注2) 前年度予算額には、上記のほか、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備経費2,294百万円が計上された。

平成20年度 災害・地震対策関係税制改正事項案

事項	要望省庁	税目	結果概要
1 能登半島地震被害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設 新規	内閣府 農林水産省 経済産業省 国土交通省	固定資産税 都市計画税	平成19年3月25日に発生した能登半島地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を創設する。
2 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設 新規	内閣府 農林水産省 経済産業省 国土交通省	固定資産税 都市計画税	平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を創設する。
3 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置 延長	内閣府 厚生労働省	固定資産税	東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、地震防災対策用資産の取得を促進する観点から、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産を取得した場合に関する固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長する（5年間、課税標準を3/4）。
4 住宅に係る耐震改修促進税制 拡充	内閣府 国土交通省	所得税	個人が、平成20年12月31日までに、耐震改修促進法に規定する都道府県耐震改修促進計画等を定めた区域内において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する現行制度について、耐震診断から設計、改修までを総合的に支援する補助制度を有する市町村を適用対象地域とするよう運用を改善する。
5 事業用建築物に係る耐震改修促進税制 延長	内閣府 厚生労働省 国土交通省	所得税 法人税	事業者が、特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を2年延長する。
6 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る課税標準の特例措置 延長	国土交通省	不動産取得税	高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対して、取用等の場合に認められている税制上の特例措置を2年延長する。
7 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る課税標準の特例措置 延長	国土交通省	不動産取得税	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域内に住宅又は住宅用地を所有している者が、住宅・建築物耐震改修等促進事業費（がけ地近接等危険住宅移転事業）に係る補助を受けて当該土砂災害特別警戒区域の区域外に移転するために住宅又は住宅用地を取得した場合の税制上の特例措置を2年延長する。
8 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置 延長	国土交通省	固定資産税	特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を2年延長する。
9 耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る特例措置 延長	国土交通省	固定資産税	駅における耐震補強の整備を促進し、駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、国の補助金を受けて緊急に実施する駅の耐震補強工事に係る特例措置の適用期限を2年延長する（5年間、課税標準を2/3）。

政策金融（日本政策投資銀行分）決定事項（継続）案

—防災対応促進事業—

本制度は、防災力強化に対する取組が十分になされていると認められる企業が行う、防災対策事業に必要な資金（非設備資金を含む）を対象として、低利融資もしくは出資を行うものです。企業の選定にあたっては、「『防災に対する企業の取組み』自己評価項目表」（中央防災会議専門調査会策定）に準拠した評価システムを用いて、適用金利のランク付けを行っています。本制度創設から1年9か月の間に、13件、総額66億円の融資が行われています。

日本政策投資銀行 防災対応促進事業 URL：

<http://www.dbj.go.jp/japanese/environment/infrastructure/DP-rating.html>



(整備前)

老朽倉庫の建替え



(整備後)

■整備事例：安田倉庫(株)の多機能物流倉庫
(本制度による融資第1号案件)

被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

(平成19年11月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成16年10月23日	新潟県中越地震 新潟県(全域)
平成17年2月1日	三宅島噴火災害(帰島関連分)※ 東京都(1村)
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震 福岡県(全域)
平成17年9月4日 9月6日	台風第14号豪雨災害 宮崎県(全域)、鹿児島県(1市1町) 高知県(1市)、山口県(1市1町)
平成18年6月12日 7月19日 7月22日	平成18年梅雨期豪雨災害 沖縄県(1市)、長野県(3市2町) 宮崎県(1市)、鹿児島県(全域)
平成18年9月16日 9月17日	台風第13号豪雨等災害 沖縄県(1市1町)、宮崎県(全域)
平成18年11月7日	佐呂間町竜巻災害 北海道(1町)
平成19年3月25日	平成19年(2007年)能登半島地震 石川県(全域)
平成19年7月16日	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 新潟県(全域)
平成19年9月14日 9月17日	台風第11号及び前線による大雨災害 沖縄県(1町)、秋田県(1市)
平成19年9月18日	台風第12号災害 沖縄県(1町)

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	14,095世帯
支給額	143億6,700万円

※帰島に係る長期避難解除世帯特例制度適用による

◆12月～1月の動き◆

- 12月13日 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第32回)
- 12月20日 火山情報等に対応した火山防災対策検討会(第7回)
- 1月15日～21日 防災とボランティア週間
- 1月15日～21日 防災とボランティアのつどい
- 1月16日 ぼうさいカフェ in あたみ
- 1月17日 防災とボランティアの日
- 1月22日 平成19年度政府総合同上訓練
- 1月29日 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(第8回)

◆1月～3月の予定◆

- 1月31日 火山情報等に対応した火山防災対策検討会(第8回)
- 2月5日 中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」(第10回)
- 2月8日 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」(第11回)
- 2月下旬 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第33回)
- 3月中旬 火山情報等に対応した火山防災対策検討会(第9回)
- 3月下旬 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(第9回)

—お詫びと訂正—

「広報ぼうさい」平成19年11月号(第42号)の14ページ右下Column「被災者生活再建支援法の改正について」の下から2行目に誤りがありました。

台風第12号による災害(沖縄県久米島町)の久米島町は、竹富町の誤りでした。

読者および関係者の皆様に謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

Contents

2 巻頭言

滋賀県立大学環境科学部教授 柴田 いづみ

4 特集：防災とボランティア週間

「新潟県災害救援ボランティア本部」等の活動 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
ふれあって住民の知恵を生かした地域づくり NPO法人 春日住民福祉協議会
高校生パワーで地域支援 福島県立双葉高等学校家庭クラブ 顧問 荒 由利子
若者の汗と元気を被災地へ！ NPO法人 国際ボランティア学生協会
コマツの災害復興支援活動 コマツ

9 災害報告

国内の災害、海外の災害

平成18年豪雪を教訓にして 山形県総務部改革推進室政策企画課地域政策班

日本一災害に強い都市づくりをめざして 長岡市長 森 民夫

バングラデシュにおけるサイクロン災害現地調査報告

14 防災の動き

被災者生活再建支援法の改正について

「過去の災害に学ぶシンポジウム」を開催！

国連国際防災戦略（UN/ISDR）兵庫事務所を開設

18 シリーズ「過去の災害に学ぶ」（第16回）

1990～1995年雲仙普賢岳噴火

20 Information

気象業務法の改正について

平成20年度 内閣府防災部門予算案

平成20年度 災害・地震対策関係税制改正事項案

政策金融（日本政策投資銀行分）決定事項（継続）案

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給状況

12月～1月の動き

1月～3月の予定



◎地下鉄丸ノ内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ

編集・発行：内閣府（防災担当）

※本誌についてのご意見などは、内閣府（防災担当）までご連絡ください。
tel. 03-5253-2111(大代表) fax. 03-3581-8933

編集協力：(株) 防災 & 情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7F tel. 03-3249-4120 fax. 03-3249-7296
URL: <http://www.idpis.co.jp/> e-mail: idpis@cd.inbox.ne.jp

印刷・製本：社会福祉法人 東京コロニー